

保険者	3901

後期高齢者医療高額療養費に関する同意書

北海道後期高齢者医療広域連合長 様

私は、北海道後期高齢者医療広域連合より支給された後期高齢者医療高額療養費について、レセプトの査定や返戻、自己負担限度額の変更等により高額療養費支給額が減額となった場合は、当該減額分を今後支給される高額療養費と相殺することに同意いたします。

平成 年 月 日

被保険者番号								
被保険者氏名	㊟							

【本人以外が手続きする場合のみ記入】

住 所			
氏 名	㊟		
被保険者との関係	申立者	受任者	その他（続柄）

※ この同意書は、高額療養費の支給後に、医療費の額が減額になったときや、自己負担限度額の変更等により過払いとなった金額が発生した場合の返還について、今後支給される高額療養費から差し引く（相殺する）ことに同意していただける場合に記入・押印し、「高額療養費支給申請書」と併せて提出して下さい。
同意しない場合は「高額療養費支給申請書」のみ提出して下さい。なお、この場合は、後日、納入通知書により直接返還していただくこととなります。

詳しくは裏面をご覧ください。

～ 高額療養費に返還が生じる場合のお知らせ ～

高額療養費の支給後において、「医療費の額が減額になったとき^{※1}」や「自己負担限度額の変更^{※2}」などが生じた場合、遡って変更後の支給基準で高額療養費を計算し直さなければなりません。

この計算の結果、既に支給した高額療養費が過払いとなった場合は、当該過払い金を広域連合に返還していただくことになります。

※1 医療費の額の減額について

広域連合では、病院等からの医療費の請求が適正かどうかそれぞれ審査しております。審査の結果、診療内容や請求等に不適切なものがあつた場合は、その部分の医療費の額を減額します。

医療費の額が減額になることで、その受診者の1か月分の医療費の額が変わりますので、正しい高額療養費の支給額を計算し直さなければなりません。

※2 自己負担限度額の変更について

世帯の所得や住民税の課税状況などにより、個人単位、若しくは世帯単位で病院等の窓口を支払う自己負担限度額を定めております。

しかし、所得の修正などにより、この自己負担限度額が変更する場合があります。

既に支給された高額療養費が変更前の自己負担限度額の適用により計算されていた場合は変更後の自己負担限度額を適用して、正しい高額療養費の支給額を計算し直さなければなりません。

● 過払い金の返還については、下記の2つの方法があります。

- ① 今後支給される高額療養費から過払い分を差し引く（相殺する）。
- ② 広域連合から送付される納入通知書により金融機関等の窓口で納付する。

この同意書は、①の方法に同意をしていただける場合、「高額療養費支給申請書」と併せて提出をしていただくものです。

※ なお、同意しない場合は、②のとおり、後日、広域連合から送付される納入通知書により納付していただくこととなりますので、この同意書の提出は必要ありません。